

国管管2-11
平成28年3月24日

各國税不服審判所長 殿
国税不服審判所沖縄事務所長

国税不服審判所長
(官印省略)

仮マスキング済裁決書の作成について（指示）

標題のことについては、下記のとおり実施することとしたので、適切に処理されたい。

（趣旨）

国税不服審判所においては、平成12年9月8日付国管管2-2「裁決結果の公表基準について」（事務運営指針）（以下「公表基準通達」という。）に定める公表基準に従い選定した裁決については、固有名詞を匿名にするなどの処理を行い、審査請求人等の秘密保持に十分配意した上で、裁決結果を公表しており、また、情報公開法の開示請求に対しても、同法の目的を踏まえ、適切に対応しているところである。

平成23年3月4日付国管管2-6「裁決結果の公表基準の取扱いについて」（指示）により公表基準通達の趣旨の周知徹底を図るとともに、平成23年3月29日付国管管2-13ほか「裁決結果及び裁決要旨の公表手続について」（事務運営指針）（以下「公表手続通達」という。）により裁決結果の公表手続を明確化したところであるが、裁決結果の公表に係る事務処理については、情報公開法に基づく開示請求に係る事務処理との間の効率化を図る観点から、裁決後速やかに、仮マスキング済裁決書を作成することとしたものである。

記

1 作成対象裁決書

取消裁決に係る裁決書

ただし、公表手続通達による支部における裁決結果の公表適否の最終判定が公表「否」となったものを除く。

2 作成者、作成時期及び作成資料

次の(1)の者は、各支部において裁決した裁決書のうち、上記1に掲げる作成対象裁決

書について、裁決後速やかに、次の(2)の各資料を作成し、各支部管理課管理係（管理係の置かれていらない支部にあっては総務係。以下同じ。）へ引き継ぐ。

(1) 作成者

作成対象裁決書に係る事件の平成28年2月8日付国管管2-3「審査事務提要の制定について」の全部改正について（事務運営指針）（平成28年3月31日以前にされた国税に関する法律に基づく処分に係る審査請求については、平成14年3月27日付国管管2-8「審査事務の手引の全部改正について」（事務運営指針））に定める「分担者」又は各支部における平成18年3月30日付国管総67「国税不服審判所情報公開関係事務処理取扱要領」（事務運営指針）（以下「情報公開取扱要領」という。）の第2章の第3の5(1)イに定める「マスキング担当者」

(2) 作成資料

- イ 仮マスキング済裁決書（情報公開取扱要領の第2章の第3の5(2)ロに定める「マスキング済裁決書」に準ずるもの。）
- ロ 仮マスキングに関して特に留意すべき事項等を記載したもの（情報公開取扱要領に定める「審判所様式第8号別紙」を準用することとし、以下「留意事項票」という。）
ただし、仮マスキングに当たり、特に留意すべき事項又は特記すべき事項がない場合には作成を要しない。
- ハ 仮マスキングに関する疑義事項を記載したもの（情報公開取扱要領に定める「審判所様式第9号」を準用することとし、以下「疑義事項票」という。）
ただし、仮マスキング箇所に疑義がない場合には作成を要しない。

3 作成要領

仮マスキング済裁決書、留意事項票及び疑義事項票の作成に当たっては、情報公開取扱要領に準ずる。ただし、仮マスキング済裁決書の作成における「DocuWorks裁決書」の仮マスキング部分の墨塗りは、透過性のあるもので行うこととする。

4 本部への送付

(1) 裁決をした月に作成対象裁決書がある場合

各支部管理課管理係は、本部管理室（管理第二係）宛に、次のイないしニに該当する資料を、裁決をした月の翌月末までに、文書管理システムにより提出する。

なお、各資料の保存は、公表手続通達に定める「裁決書データ等管理簿」（様式4）と同様とする。

イ 仮マスキング済裁決書

ロ 留意事項票

ハ 疑義事項票

ニ 公表手続通達に定める「裁決書データ等管理簿」（様式4）（注）

（注）裁決書データ等管理簿については、公表手続通達の定めにより作成したもの

を使用し、仮マスキング済裁決書作成の対象となった裁決の「備考欄」に、「仮マ済」と記載する。

(2) 裁決をした月に作成対象裁決書がない場合及び裁決をしなかった月

資料の送付は要しない。ただし、作成対象裁決書がない旨を本部管理室（管理第二係）宛メール送信する。